寄附行為変更の条項及び事由

当法人は、私立学校法の改正等を踏まえ、令和元年9月17日に大学設置・学校法 人審議会学校法人分科会によって改正されました「学校法人寄附行為作成例」の内容 に伴い、寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第6条第2項中、「理事のうち1名を理事長とし、<u>理事会において</u>選任する。 理事長の職を解任するときも、同様とする。」から「理事のうち1名を理事長とし、 <u>理事総数の過半数の議決により</u>選任する。理事長の職を解任するときも、同様とす る。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

2. 第6条第4項中、「役付理事は、理事長の推薦するもののうちから、<u>理事会において</u>選任する。役付理事の職を解任するときも同様とする。」から「役付理事は、理事長の推薦するもののうちから、<u>理事総数の過半数の議決により</u>選任する。役付理事の職を解任するときも同様とする。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

3. 第8条中、「監事は、この法人の理事、<u>評議員又は</u>職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ)以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意 <u>の議決</u>を得て、理事長が選任する。」から第8条第1項「監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ)、<u>評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族</u>以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 4. 新規で、第8項第2項「前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。」を加える。 (事由)私立学校法改正に伴い加える。
- 5. 第9条中、「<u>この法人の役員の選任に当っては、その管理及び運営に適性を有する者で、各役員と同族関係にないものが選ばれるように努めなければならない。</u>」から第7条第3項「<u>理事は、配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないこと。</u>」に変更する。

6. 第10条第3項中、「役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。」から第9条第3項「役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務 (理事長又は役付理事にあっては、その職務を含む。)を行う。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

7. 第 12 条中、見出し「役員の解任」から第 11 条「役員の解任 <u>及び退任</u>」に変更する。

(事由) 見出しの見直し。

8. 第12条第1項第1号中、「法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。」 から第11条第1項第1号「法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき」に 変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 9. 第12条第1項第2号中、「心身の故障のため職務の執行に耐えないとき。」から第11条第1項第2号「心身の故障のため職務の執行に耐えないとき」に変更する。 (事由) 文言の見直し。
- 10. 第12条第1項第3号中、「職務上の義務に著しく違反したとき。」から第11条第1項第3号「職務上の義務に著しく違反したとき」に変更する。 (事由)文言の見直し。
- 11. 第 12 条第 1 項第 4 号中、「役員たるに相応しくない重大な非行があったとき。」から第 11 条第 1 項第 4 号「役員たるに相応しくない重大な非行があったとき」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

12. 新規で、第11条第2項に「<u>役員は次の事由によって退任する。(1)任期の満了</u> (2) 辞任(3) 死亡(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当 するに至ったとき」を加える。

(事由)条項を見直し加える。

13. 第13条中、見出し「理事長<u>等</u>の職務」から第12条「理事長の職務」に変更する。

(事由) 見出しの見直し。

14. 第13条第1項中、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。<u>理事長以外の理事は、この法人を代表しない。</u>」から第12条「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」、第14条「理事長以外の理事は、<u>この法人の業務について、</u>この法人を代表しない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

15. 第13条第3項中、「役付理事及び第7条第1項第1号に規定する理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。」から第13条「役付理事及び第7条第1項第1号に規定する理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

16. 新規で、第13条第4項「<u>この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。</u>」 を加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

17. 第13条第4項第3号中、「この法人の業務 又は 財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。」から第16条第1項第4号「この法人の業務 若しくは 財産の状況 又は理事の業務執行の状況 について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 18. 第13条第4項第4号中、「第1号<u>又は</u>第<u>2</u>号の規定による監査の結果、この法人の業務に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した<u>場合</u>は、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。」から第16条第1項第5号「第1号<u>から</u>第<u>3</u>号<u>まで</u>の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。」に変更する。(事由)文言の見直し。
- 19. 第13条第4項第6号中、「この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。」から第16条第1項第7号「この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。」に変更する。

20. 新規で、第16条第2項「<u>前項第6号の請求があった日から5日以内に、その</u> 請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議 員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議 員会を招集することができる。」を加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

- 21. 新規で、第16条第3項「<u>監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その</u>他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、 当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。」を加える。 (事由)私立学校法改正に伴い加える。
- 22. 第14条第1項中、「この法人に理事会を置く。」から第17条第1項「この法人に<u>理事をもって組織する</u>理事会を置く。」に変更する。 (事由)文言の見直し。
- 23. 第14条第2項中、「理事会は、<u>この</u>法人の業務を決し、理事の職務の執行を 監督する。」から第17条第2項「理事会は、<u>学校</u>法人の業務を決し、理事の職務の 執行を監督する。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 24. 第14条第3項中、「理事会は、<u>理事をもって組織し、</u>理事長が<u>その議長となる</u>。」から第17条第3項「理事会は、理事長が<u>招集する。</u>」に変更する。 (事由)文言の見直し。
- 25. 第14条第4項中、「<u>理事会は、随時理事長が招集する。ただし、</u>理事長は理事総数の<u>過半数</u>の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。」から第17条第4項「理事長は理事総数の<u>3分の2以上</u>の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に<u></u>これを招集しなければならない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

26. 第14条第5項中、「理事会を招集するには、各理事に対し、<u>会議の7日前までに</u>会議開催の場所、日時<u>及び</u>付議すべき事項を書面により通知しなければならない。<u>ただし、緊急を要する場合には前日までに電話連絡をもって書面に替えることが</u>

できる。」から第17条第5項「理事会を招集するには、各理事に対し、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。」、第17条第6項「前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

27. 新設で、第17条第7項に「<u>理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</u>」 を加える。

(事由)条項を見直し加える。

28. 第14条第6項中、「理事長が、第4項<u>ただし書</u>の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事が連名で理事会を招集することができる。<u>この場合における理事会の議長は、出席理事の互選による。</u>」から第17条第8項「理事長が、第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事<u>全員</u>が連名で理事会を招集することができる。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 29. 新設で、第17条第9項に「<u>前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集</u> した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。」を加える。 (事由) 私立学校法改正に伴い加える。
- 30. 第 14 条第 7 項中、「理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の 3 分の 2 以上 の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、第 10 項 の規定による除斥のため 3 分の 2 に達しないときは、この限りでない。」から第 17 条第 10 項「理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の 過半数 の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項 の規定による除斥のため 過半数 に達しないときは、この限りでない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

31. 第14条第8項中、「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」から第17条第11項「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

3 2. 第 14 条第 9 項中、「理事会の議事は、法令 <u>又は</u> 寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事 <u>総数</u> の過半数で決<u>する。</u>可否同数の <u>場合</u>は、議長の決する

ところによる。 <u>ただし、第 19 条に規定する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を要する。</u>」から第 17 条第 12 項「理事会の議事は、法令 <u>及びこの</u> 寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、<u>出席した</u> 理事の過半数で決 <u>し、</u>可否同数の <u>とき</u>は、議長の決するところによる。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 3 3. 第 14 条第 10 項中、「<u>理事は、自己、配偶者若くは三親等以内の親族の一身上</u>に関する事件又は自己若くはこれらの者に直接」の利害関係 <u>のある事件については、その</u> 議決に <u>参加する</u> ことができない。 <u>ただし、理事会の同意があるときは会議に出席し発言することができる。</u>」から第 17 条第 13 項「<u>理事会の議事について特別</u>の利害関係 <u>を有する理事は</u>、議決に <u>加わる</u>ことができない。」に変更する。 (事由) 文言の見直し。
- 3 4. 新設で、第 19 条「<u>法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。</u>」を加える。

(事由)条項を見直し加える。

35. 第15条第1項中、「議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。」から第20条第1項「議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。」に変更する。

(事由)文言の見直し。

36. 第 15 条第 2 項中、「議事録には出席した理事 2 が 2 が 2 記名捺印 し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。」から第 20 条第 2 項「議事録には 2 、議長及び出席した理事 2 のうちから互選された理事 2 名以上が 署名押印 し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 37. 新設で、第15条第3項「<u>利益相反取引に関する承認の決議については、理事</u> <u>それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。</u>」を加える。
- (事由) 私立学校法改正に伴い加える。
- 38. 第17条第4項中、「理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議 に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求の日から 7日以内に、これを招集しなければならない。」から第22条第4項「理事長は、評

議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求の日から20日以内に、これを招集しなければならない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 39. 第17条第5項中、「評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の<u>7</u>日前までに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。」から第22条第5項「評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。」に変更する。(事由)文言の見直し。
- 40. 新設で、第22条第6項「<u>前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。</u>」を加える。 (事由) 文言の見直し。
- 41. 第17条第8項中、「評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。」から第22条第9項「評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。 ただし、第13項の規程による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

42. 第17条第9項中、「前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」から第22条第10項「前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」に変更する。

(事由)文言の見直し。

- 43. 第17条第10項中、「評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」から第22条第11項「評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」に変更する。(事由)文言の見直し。
- 44. 第17条第11項中、「<u>前項の場合において、</u>議長は、評議員として議決に加わることができない。」から第22条第12項「議長は、評議員として議決に加わることができない。」に変更する。

45. 新設で、第22条第13項「<u>評議員会の議事について特別の利害関係を有する評</u>議員は、議決に加わることができない。」を加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

46. 第18条中、『第15条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。』から第23条『第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。』に変更する。

(事由) 文言の見直し。

47. 第 19 条中、「次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ、評議員会の意見を<u>聞</u>かなければならない。」から第 24 条「次 <u>の各号</u> に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を<u>聴</u>かなければならない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

48. 第19条第1項第3号中、「事業計画」から第24条第1項第1号「<u>予算及び事業計画</u>」に変更する。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

- 49. 新設で、第24条第1項第2号「<u>事業に関する中期的な計画</u>」を加える。 (事由) 私立学校法改正に伴い加える。
- 50. 第19条第1項第1号中、「<u>予算、</u>借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)並びに基本財産 <u>及び</u>運用財産中の不動産及び積立金の処分」から第24条第1項第3号「借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)<u>及び</u>基本財産 <u>の処分並びに</u>運用財産中の不動産及び積立金の処分」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

51. 新設で、第24条第1項第4号「<u>役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職</u> 務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の <u>基準</u>」に加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

5 2. 第 19 条第 1 項第 9 号中、「その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの」から第 24 条第 1 項第 11 号「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 5 3. 第 22 条中、「<u>第 9 条及び第 12 条の規定は評議員に準用する。この場合において「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。</u>」を削る。 (事由)文言の見直し。
- 54. 新設で、第28条第1項「<u>評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。(1)心身の故障のため職務の執行に堪えないとき(2)評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</u>」、第28条第2項「<u>評議員は次の事由によって退任する。(1)任期の満了</u>(2)辞任(3)死亡」を加える。

(事由) 私立学校法改正および条項を見直し加える。

5 5. 第25条第1項中、「この法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。」から第30条第1項「この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

56. 第25条第2項中、「基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録の基本財産の部に記載する財産とする。」から第30条第2項「基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 57. 第25条第3項中、「運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録の運用財産の部に記載する財産とする。」から第30条第3項「運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。」に変更する。(事由)文言の見直し。
- 58. 第25条第4項中、「収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録の収益事業用財産の部に記載する財産とする。」から第30条第4項「収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、

財産目録<u>中</u>収益事業用財産の部に記載する財産 <u>及び将来収益事業用財産に編入され</u>た財産とする。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 59. 第25条第5項中、「寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に したがって 基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。」から第30条第5項「寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に <u>従って</u>基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。」に変更する。 (事由)文言の見直し。
- 60.第26条中、「基本財産 <u>中の不動産及び積立金</u> は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上<u>止</u>むを得ない <u>事由</u> があるときは、その一部に限り <u>これを</u> 処分することができる。」から第31条「基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上<u>や</u>むを得ない <u>理由</u> があるときは、<u>理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、</u>その一部に限り処分することができる。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

61. 第27条中、見出し「積立金 <u>及び現金</u>の保管」から第32条「積立金の保管」 に変更する。

(事由) 見出しの見直し

62. 第27条中、「基本財産及び運用財産中の積立金 <u>及び現金</u> は、確実な<u>る</u>有価証券又は確実な<u>る金融機関の</u>預金 <u>又は</u>信託若くは郵便貯金として理事長が保管する。」から第32条「基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券 <u>を購入し、</u>又は確実な<u>信託銀行に信託し、</u>又は確実な銀行に定期預金とし、若くは<u>定額</u>郵便貯金として理事長が保管する。」に変更する。

(事由)文言の見直し。

63. 第28条中、「この法人の<u>事業の遂行</u>に要する<u>経費</u>は、基本財産から生ずる果実、<u>運用財産、</u>授業料、入学金、検定料その他の<u>収入</u>をもって支弁する。」から第33条「この法人の<u>設置する学校の経営</u>に要する<u>費用</u>は、基本財産並<u>びに運用財産中の不動産及び積立金</u>から生ずる果実、授業料<u>収入</u>、入学金<u>収入</u>、検定料<u>収入</u>その他の運用財産をもって支弁する。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

64. 第29条第2項中、「この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。) <u>と</u>収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。) に区

分するものとする。」から第34条第2項「この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)<u>及び</u>収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

65. 第30条中、見出し「予算<u>及び</u>、事業計画」から第35条「予算<u>、</u>事業計画 及び事業に関する中期的な計画」に変更する。

(事由) 見出しの見直し

- 66. 第30条中、「この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が作成しなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。」から第35条第1項「この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。」に変更する。(事由)文言の見直し。
- 67. 新設で、第35条第2項「<u>この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</u>」を加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

68. 新設で、第36条「<u>予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。</u>」を加える。

(事由)条項を見直し加える。

69. 第31条第1項中、「この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に<u>理事長が</u>作成し、監事の意見を求めるものとする。」から第37条第1項「この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。」を変更する。

(事由) 文言の見直し。

70. 第31条第3項中、「収益事業会計の決算上生じた利益は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。」から第37条第3項「収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。」を変更する。

71. 第32条第1項中、「この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び<u>事業報告書</u>を作成しなければならない。」から第38条第1項「この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。) を作成しなければならない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 72. 第32条第2項中、「この法人は、前項の書類及び監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から 請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」から第38条第2項「この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」に変更する。(事由)文言の見直し。
- 73. 新設で、第38条第3項「<u>前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿</u> について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所 に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。」を加える。 (事由) 私立学校法改正に伴い加える。
- 74. 新設で、第39条「この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容(2)監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容(3)財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容(4)役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準」を加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

75. 新設で、第40条「<u>役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u>」を加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

7 6. 第 34 条中、「この法人会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」から第 42 条「この法人 \underline{o} 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」に変更する。

77. 第35条第1項第4号中、「破産 <u>の宣告をうけたとき。</u>」から第43条第1項 第4号「破産」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

78. 第35条第1項第5号中、「破産 <u>の宣告をうけたとき。</u>」から第43条第1項 第5号「破産」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

79.第35条第2項中、「前項第1号 \underline{o} 事由による解散に<u>当</u>っては文部科学大臣の認可を、同項第2号 \underline{o} 事由による解散に<u>当</u>っては文部科学大臣の認定を受けなければならない。」から第43条第2項「前項第1号<u>に掲げる</u>事由による解散に<u>あ</u>っては文部科学大臣の認可を、同項第2号<u>に掲げる</u>事由による解散に<u>あ</u>っては文部科学大臣の認定を受けなければならない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

80. 第36条中、「この法人が解散(合併 及び 破産に よる 解散を除く。) <u>した場合</u>における残余財産は、理事会において選定した 他の 学校法人 <u>その他</u>教育事業を行う者に帰属する。」から第44条「この法人が解散 <u>した場合</u>(合併 <u>又は</u> 破産によって 解散 <u>した場合</u>を除く。)における残余財産は、解散のときにおける 理事会において <u>出席した理事の3分の2以上の議決により</u>選定した学校法人 <u>又は</u>教育の事業を行う公益法人若しくは公益財団法人に帰属する。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

81. 第38条第1項中、「この<u>法人の</u>寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事<u>総数</u>の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。」から第46条第1項「この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において<u>出席した</u>理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

82. 第38条第2項中、「私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事 総数 の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。」から第46条第2項「私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において 出席した 理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。」に変更する。

83. 第 39 条中、「この法人は、第 15 条第 1 項、第 18 条及び 第 32 条第 2 項 E 定する 書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。」から第 47 条「この法人は、第 38 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に 主たる 事務所に備えて置かなければならない。」に変更する。

(事由) 文言の見直し。

- 84.第39条第1項第1号中、「<u>寄附行為</u>」を削る。(事由)文言の見直し。
- 85. 第39条第1項第2号「役員及び評議員の<u>名簿及び</u>履歴書」から第47条第1項第1号「役員及び評議員の履歴書」に変更する。 (事由)文言の見直し。
- 86. 新設で、第49条「<u>役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの</u> 法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原 因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責 任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律の規程に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によ って免除することができる。」を加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

87. 新設で、第50条「<u>理事</u>(<u>理事長、役付理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。</u>)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規程に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。」を加える。

(事由) 私立学校法改正に伴い加える。

88. 第41条中、「この寄附行為についての細則その他この法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。」から第51条「この寄附行為<u>の施行</u>についての細則その他この法人<u>及びこの法人</u>の設置する学校の<u>管理及び</u>運営に関し必要な事項は、理事会が定める。」に変更する。

89. 附則として次の附則を加える。

附則

令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

学校法人東京家政学院寄附行為の一部改正(案)新旧対照表 新 旧 の 比 較 対 照 表	
	p
新	ll ll
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第2条(略)	第1条~第2条(略)
第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業
第3条~第5条(略)	第3条~第5条(略)
New Mask (MI)	ALON MONEY
第3章 役員及び理事会	第3章 役員及び理事会
(役員)	(役員)
第6条 この法人に、次の役員を置く。	第6条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理 事 10名以上13名以内	(1) 理 事 10名以上13名以内
(2) 監 事 2名	(2) 監 事 2名
2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半	2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選
数の議決により選任する。理事長の職を解任す	任する。理事長の職を解任するときも、同様とす
るときも、同様とする。	る。
3 理事のうちから、3名以内の専務理事又は常務	3 理事のうちから、3名以内の専務理事又は常務理
理事(以下「役付理事」という。)を置くこと	事(以下「役付理事」という。)を置くことがで
ができる。	きる。
4 役付理事は、理事長の推薦するもののうちか	4 役付理事は、理事長の推薦するもののうちか
ら、理事総数の過半数の議決により選任する。	ら、理事会において選任する。役付理事の職を解
役付理事の職を解任するときも同様とする。	任するときも同様とする。
5 役付理事の任期は、選任時から自己を推薦し	5 役付理事の任期は、選任時から自己を推薦した
た理事長の退任時までとする。	理事長の退任時までとする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京家政学院大学の学長及び東京家政学院高 等学校の校長(東京家政学院中学校の校長を兼 ねる。)
- (2) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 5名以上8名以内
- (3) 評議員のうちから、評議員会において選任された者 3名
- 2 前項第1号及び第3号の理事は、学長、校長又は評議員の地位を退いたときは、その理事は、

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京家政学院大学の学長及び東京家政学院高等学校の校長(東京家政学院中学校の校長を兼ねる。)
- (2) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 5名以上8名以内
- (3) 評議員のうちから、評議員会において選任された者 3名
- 2 前項第1号及び第3号の理事は、学長、校長又は 評議員の地位を退いたときは、その理事は、理事

理事の職を失うものとする。

3 理事は、配偶者又は三親等以内の親族が一人を 超えて含まれていないこと。

(監事の選任)

- 第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長、 校長、教員その他の職員を含む。以下同じ)、 評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の 親族以外の者であって理事会において選出した 候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理 事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保 し、かつ、利益相反を適切に防止することがで きる者を選任するものとする。

(削る)

(役員の任期)

- 第9条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除 く。)の任期は3年とする。ただし、補欠役員の 任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務<u>(理事長又は役</u>付理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

第10条 (略)

(役員の解任<u>及び退任</u>)

- 第11条 役員が次の各号の一に該当するに至った ときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会 において、理事総数の4分の3以上の議決及び評 議員会の議決により、これを解任することがで きる。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反し

の職を失うものとする。

(新設)

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、<u>評議員又は</u>職員 (学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同 じ)以外の者であって理事会において選出した候 補者のうちから、評議員会の同意<u>の議決</u>を得て、 理事長が選任する。

(新設)

第9条 この法人の役員の選任に当っては、その管理及び運営に適性を有する者で、各役員と同族関係にないものが選ばれるように努めなければならない。

(役員の任期)

- 第10条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除 く。)の任期は3年とする。ただし、補欠役員の任 期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任 されるまでは、なおその職務を行う。

第11条 (略)

(役員の解任)

- 第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反した

たとき

- (2) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるに相応しくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲 げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務 を総理する。

(役付理事及び第7条第1項第1号理事の職務)

第13条 役付理事及び第7条第1項第1号に規定する 理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分 掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、<u>この法人の業務に</u> ついて、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が 欠けたときは、あらかじめ理事会において定め た順位に従い、理事がその職務を代理し、又は その職務を行う。

(監事の職務)

とき<u>。</u>

- (2) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるに相応しくない重大な非行があったとき。

(新設)

(理事長<u>等</u>の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を 総理する。<u>理事長以外の理事は、この法人を代表</u> しない。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 役付理事及び第7条第1項第1号に規定する理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(第13条第1項から移動)

(第13条第2項から移動)

第16条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務<u>若しくは</u>財産の状況<u>又は理事の業務執行の状況</u>について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、 理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務<u>若しくは</u>財産の状況<u>又は理事</u> の業務執行の状況について、理事会に出席して 意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、 その請求があった日から2週間以内の日を理事会 又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の 招集の通知が発せられない場合には、その請求 をした監事は、理事会又は評議員会を招集する ことができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第17条 この法人に<u>理事をもって組織する</u>理事会 を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職

- 4 監事は次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(新設)

- (3) この法人の業務<u>又は</u>財産の状況について、毎会 計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了 後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この 法人の業務に関して不正の行為又は法令若しくは 寄附行為に違反する重大な事実があることを発見 した場合は、これを文部科学大臣に報告し、又は 理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理 事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求す ること。
- (6) この法人の業務<u>又は</u>財産の状況について、理事 会に出席して意見を述べること。

(新設)

(新設)

(理事会)

第14条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務

務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は理事総数の<u>3分の2以上</u>の理事から会議 に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求 された場合には、その請求のあった日から7日以 内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議 開催の場所<u>及び日時並びに会議に</u>付議すべき事項 を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が、第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事<u>全員</u>が連名で理事 会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招 集した場合における理事会の議長は、出席理事 の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の<u>過半数</u>の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、<u>第13項</u>の規定による除斥のため<u>過半数</u>に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令<u>及びこの</u>寄附行為に別 段の定めがある場合を除くほか、<u>出席した</u>理事 の過半数で決<u>し、</u>可否同数の<u>とき</u>は、議長の決 するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係<u>を有す</u>る理事は、議決に加わることができない。

- の執行を監督する。
- 3 理事会は、<u>理事をもって組織し、</u>理事長が<u>その</u> 議長となる。
- 4 <u>理事会は、随時理事長が招集する。ただし、</u>理 事長は理事総数の<u>過半数</u>の理事から会議に付議す べき事項を示して理事会の招集を請求された場合 には、その請求のあった日から7日以内にこれを招 集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対し、<u>会議の7</u> <u>日前までに</u>会議開催の場所、日時及び付議すべき 事項を書面により通知しなければならない。<u>ただ</u> し、緊急を要する場合には前日までに電話連絡を もって書面に替えることができる。

(新設)

6 理事長が、第4項<u>ただし書</u>の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事が連名で理事会を招集することができる。<u>この場合における理事会の議長は、出席理事の互選による。</u>

(新設)

- 7 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の<u>3分の2以上</u>の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、<u>第10項</u>の規定による除斥のため<u>3分の2</u>に達しないときは、この限りでない。
- <u>8</u> 前項の場合において、理事会に付議される事項 につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者 は、出席者とみなす。
- 9 理事会の議事は、法令又は寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事<u>総数</u>の過半数で決<u>する。</u>可否同数の<u>場合</u>は、議長の決するところによる。<u>ただし、第19条に規定する事項について</u>は、理事総数の3分の2以上の議決を要する。
- 10 理事は、自己、配偶者若くは三親等以内の親族 の一身上に関する事件又は自己若くはこれらの者

<u>に直接</u>の利害関係<u>のある事件については</u>、<u>その</u>議 決に<u>参加する</u>ことができない。<u>ただし、理事会の</u> 同意があるときは会議に出席し発言することがで きる。

第18条 (略)

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議 員会に付議しなければならない事項その他この 法人の業務に関する重要事項以外の決定であっ て、あらかじめ理事会において定めたものにつ いては、理事会において指名した理事に委任す ることができる。

(議事録)

- 第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並 びに議決事項及びその他の事項について、 議事 録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事<u>のうちか</u> <u>ら互選された理事2名以上</u>が<u>署名押印</u>し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議について は、理事それぞれの意思を議事録に記載しなけ ればならない。

第21条 (略)

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21名以上27名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員 から会議に付議すべき事項を示して評議員会の 招集を請求された場合には、その請求の日か ら20日以内に、これを招集しなければならな

第14条の2 (略)

(新設)

(議事録)

- 第15条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並び に議決事項及びその他の事項について議事録を作 成しなければならない。
- 2 議事録には出席した理事<u>全員が記名捺印</u>し、常 にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

第16条 (略)

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第17条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21名以上27名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求の日から7日以内に、これを招集しなければならない。

V10

- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなけれ ばならない。ただし、緊急を要する場合は、こ の限りではない。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合 には、招集を請求した評議員全員が、連名で評 議員会を招集することができる。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規程による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される 事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、<u>法令及びこの寄附行為に</u>別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- <u>12</u> 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会 議開催の7日前までに会議開催の場所、日時及び会 議に付議すべき事項を書面により通知しなければ ならない。ただし、緊急を要する場合はこの限り ではない。

(新設)

- 6 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合に は、招集を請求した評議員全員が、連名で評議員 会を招集することができる。
- 8 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。
- 剪前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 <u>前項の場合において、</u>議長は、評議員として議 決に加わることができない。

(新設)

(議事録)

第18条 第15条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事 長において、あらかじめ評議員会の意見を<u>聴</u>かな ければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) <u>及び</u>基本財産<u>の処</u> 分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。) の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 (削る)
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で 理事会において必要と認めるもの

第25条 (略)

第26条 (略)

(削る)

第27条 (略)

(評議員の解任及び退任)

- 第28条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

第19条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ、評議員会の意見を<u>聞</u>かなければならない。

(新設)

(新設)

(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって 償還する一時借入金を除く。) 並びに基本財産及 び運用財産中の不動産及び積立金の処分 (新設)

- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業計画
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

第20条 (略)

第21条 (略)

(準用規定)

第22条 第9条及び第12条の規定は評議員に準用する。この場合において「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第23条 (略)

(新設)

- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

第29条 (略)

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、<u>これを分けて</u>基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、 財産目録<u>中</u>基本財産の部に記載する財産<u>及び将</u> 来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営 に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に 記載する財産及び将来運用財産に編入された財 産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的と する事業に必要な財産とし、財産目録<u>中</u>収益事 業用財産の部に記載する財産<u>及び将来収益事業</u> 用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に<u>従って</u>基本財産、運用財産 又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確

第5章 資産及び会計

第24条 (略)

(資産の区分)

- 第25条 この法人の資産は、基本財産、運用財産及 び収益事業用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な 施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産 目録の基本財産の部に記載する財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に 必要な財産とし、財産目録<u>の</u>運用財産の部に記載 する財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録<u>の</u>収益事業用財産の部に記載する財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合 には、その指定に<u>したがって</u>基本財産、運用財産 又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第26条 基本財産<u>中の不動産及び積立金</u>は、これを 処分してはならない。ただし、この法人の事業の 遂行上<u>止</u>むを得ない<u>事由</u>があるときは、その一部 に限りこれを処分することができる。

(積立金及び現金の保管)

第27条 基本財産及び運用財産中の積立金<u>及び現金</u> は、確実なる有価証券又は確実なる金融機関の預 実な有価証券<u>を購入し、</u>又は確実な<u>信託銀行に</u> 信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若く は定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する 費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及 び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金 収入、検定料収入その他の運用財産をもって支 弁する。

(会計)

- 第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準に より行う。
- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計 (以下「学校会計」という。) <u>及び</u>収益事業に 関する会計(以下「収益事業会計」という。) に区分するものとする。

(予算<u>、</u>事業計画<u>及び事業に関する中期的な計</u> 画)

- 第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年 以上6年以内において理事会で定める期間ごと に、理事長が編成し、理事会において出席した 理事の3分の2以上の議決を得なければならな い。これに重要な変更を加えようとするとき も、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時

金<u>又は</u>信託若くは郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産から生ずる果実、<u>運用財産、</u>授業料、入学金、検定料その他の収入をもって支弁する。

(会計)

- 第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。) <u>と</u>収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。) に区分するものとする。

(予算及び、事業計画)

第30条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年 度開始前に理事長が<u>作成</u>しなければならない。こ れに重要な変更を加えようとするときも、同様と する。

(新設)

(新設)

の借入金を除く。) についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月 以内に作成し、監事の意見を求めるものとす る。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算 及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見 を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益<u>金</u>は、その 一部又は全部を学校会計に繰り入れなければな らない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告 書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏 名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成し なければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員 に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各 事務所に備えて置き、請求があった場合には、 正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に 供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員 等名簿について同項の請求があった場合には、 役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に 係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ ることができる。

(情報の公表)

- 第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書

(決算及び実績の報告)

- 第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に<u>理事長が</u>作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及 び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求 めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益は、その一部 又は全部を学校会計に繰り入れなければならな い。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 第32条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類及び監査報告書を事務 所に備えて置き、<u>この法人の設置する学校に在学</u> する者その他の利害関係人から 請求があった場合 には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲 覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

の内容

- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報 告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の 部分を除く。) を作成したとき これらの書類 の内容

(役員の報酬)

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給 の基準に従って算定した額を報酬等として支給 することができる。

第41条 (略)

(会計年度)

<u>第42条</u> この法人<u>の</u>会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

- 第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決 及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号<u>に掲げる</u>事由による解散に<u>あ</u>っては 文部科学大臣の認可を、同項第2号<u>に掲げる</u>事由 による解散に<u>あ</u>っては文部科学大臣の認定を受 けなければならない。

(残余財産の帰属者)

(新設)

第33条 (略)

(会計年度)

<u>第34条</u> この法人会計年度は、4月1日に始まり、翌 年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

- <u>第35条</u> この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった 場合で、理事会における出席した理事の3分の2以 上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産の宣告をうけたとき。
- (5) 文部科学大臣の解散命令を受けたとき。
- 2 前項第1号<u>の</u>事由による解散に<u>当</u>っては文部科学 大臣の認可を、同項第2号<u>の</u>事由による解散に<u>当</u>っ ては文部科学大臣の認定を受けなければならな い。

(残余財産の帰属者)

第36条 この法人が解散(合併及び破産による解散

第44条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第45条 (略)

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第46条 この寄附行為を変更しようとするとき は、理事会において<u>出席した</u>理事の3分の2以上 の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第47条 この法人は、第38条第2項<u>の</u>書類のほか、 次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に<u>主たる</u>事 務所に備えて置かなければならない。

(削る)

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類 (3) その他必要な書類及び帳簿

第48条 (略)

(責任の免除)

第49条 役員が任務を怠ったことによって生じた 損害についてこの法人に対し賠償する責任は、 職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がな を除く。)<u>した場合</u>における残余財産は、理事会において選定した<u>他の</u>学校法人<u>その他</u>教育事業を行う<u>者</u>に帰属する。

第37条 (略)

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第38条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事<u>総数</u>の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事<u>総数</u>の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

- 第39条 この法人は、第15条第1項、第18条及び第32 条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる 書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければ ならない。
- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類 (4) その他必要な書類及び帳簿

第40条 (略)

(新設)

く、その原因や職務執行状況などの事情を勘案 して特に必要と認める場合には、役員が賠償の 責任を負う額から私立学校法において準用する 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の 規程に基づく最低責任限度額を控除して得た額 を限度として理事会の議決によって免除するこ とができる。

(責任限定契約)

第50条 理事(理事長、役付理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規程に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第51条 この寄附行為<u>の施行</u>についての細則その他この法人<u>及びこの法人</u>の設置する学校の<u>管理及</u>び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この寄附行為は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(略)

附則

平成30年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為 は、平成31年4月1日から施行する。

附則

令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為 は、令和2年4月1日から施行する。 (新設)

(施行細則)

第41条 この寄附行為についての細則その他この法 人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事 会が定める。

附則

この寄附行為は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(略)

附則

平成30年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為 は、平成31年4月1日から施行する。